

指定都市の「平成26年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」とは

大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて審議等が本格化する10月から11月に要望行動を実施しています。

2 現状の国・地方の税源配分等における課題

(1) 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするために、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要があります。

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」では2:8となっており、依然として大きな乖離があります。

このため、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るため、地方消費税の配分割合の大幅な引き上げなど、基幹税からの税源移譲を行うことにより、国・地方間の「税の配分」を、まずは5:5とすることを目指していきます。

○ 国・地方における租税の配分状況(平成25年度)

| | 税の配分 | 《現 状》 | 税の実質配分 |
|---|-----------------------------------|-------|--|
| 4 | 地方税 39兆298億円 42.1% | 8 | 地方 66兆5,806億円 82.4% 地方税 34兆298億円 |
| 6 | 国 税 46兆8,190億円 57.9% | 2 | 地方交付税 17兆2,324億円 地方譲与税 2兆3,470億円 国庫支出金 13兆6,198億円 国直轄事業負担金等 △ 6,484億円 |
| | 総額80兆8,488億円 | | 総額80兆8,488億円 |

注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

(2) 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要があります。

◆税の配分状況(平成25年度)

1 個人所得課税

| 区分 | | 国の予算額又は地方財政計画額 | 配分割合 |
|-----|---------------|----------------|--------|
| 国 | 所 得 税 | 138,980億円 | 54.6% |
| 道府県 | 個 人 道 府 県 民 税 | 45,623億円 | 17.9% |
| | 個 人 事 業 税 | 1,678億円 | 0.7% |
| | 小計 | 47,301億円 | 18.6% |
| 市町村 | 個 人 市 町 村 民 税 | 68,403億円 | 26.9% |
| 合計 | | 254,684億円 | 100.0% |

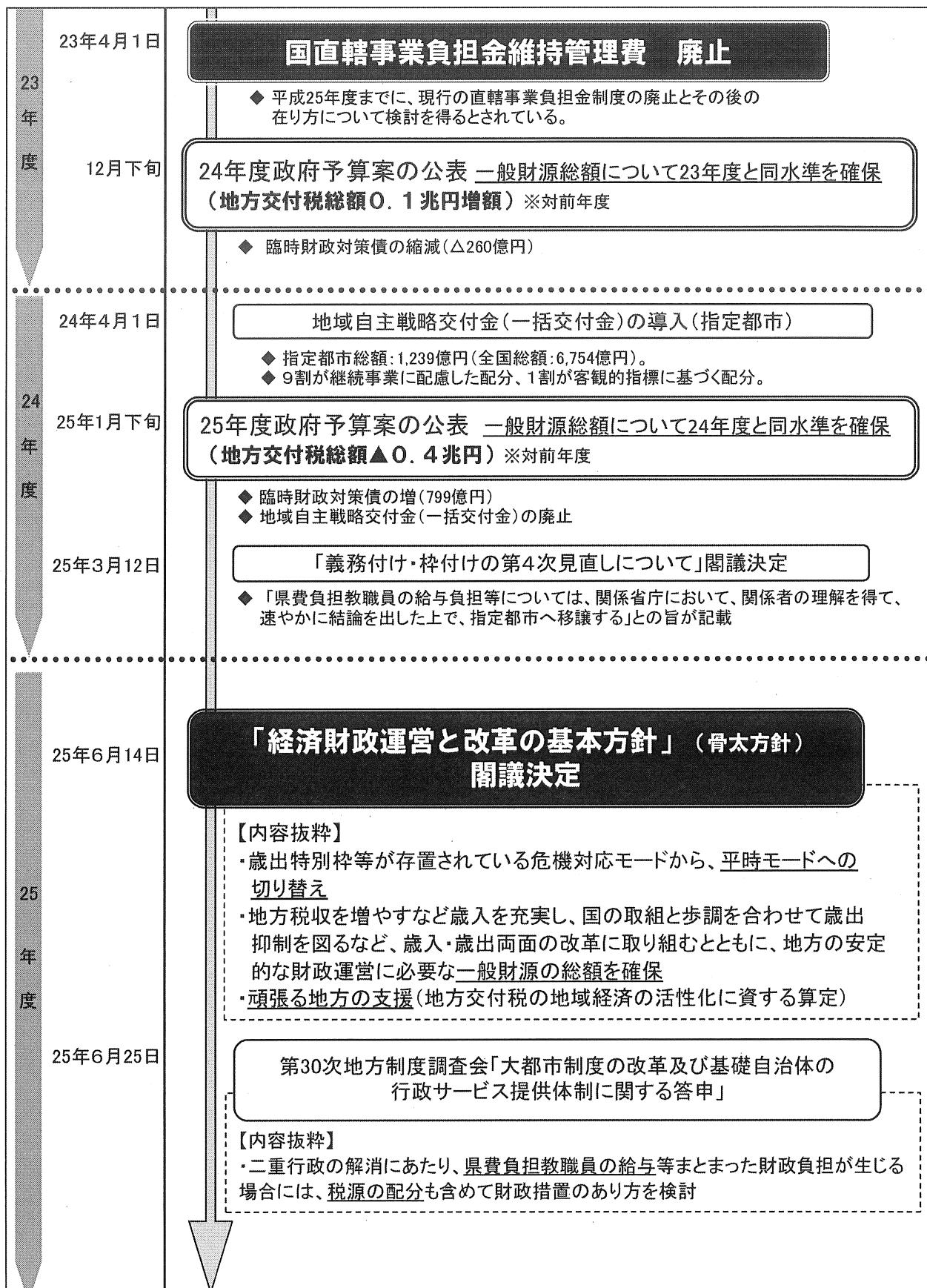
2 消費・流通課税

| 区分 | | 国の予算額又は地方財政計画額 | 配分割合 |
|-----|--------------|----------------|--------|
| 国 | 消費税・揮発油税・酒税等 | 183,258億円 | 73.2% |
| 道府県 | 地方消費税・自動車税等 | 55,496億円 | 22.2% |
| 市町村 | 軽自動車税・入湯税等 | 11,628億円 | 4.6% |
| 合計 | | 250,382億円 | 100.0% |

3 法人所得課税

| 区分 | | 国の予算額又は 地方財政計画額 | 課税標準 | 表面税率 | 実効税率 | 配分割合 (実効税率) |
|-----|---------|--------------------|---------|--------|-------|----------------|
| 国 | 法人税 | 87,140億円 | 法 人 所 得 | 25.5% | 23.8% | 64.3% |
| | 地方法人特別税 | 17,685億円 | 法人事業税額 | 148.0% | 4.0% | 10.8% |
| | 復興法人特別税 | 9,145億円 | 法 人 税 額 | 10.0% | 2.4% | 6.4% |
| | 小計 | 113,970億円 | | | 27.8% | 81.6% |
| 道府県 | 法人事業税 | 23,431億円 | 法 人 所 得 | 2.9% | 2.7% | 7.3% |
| | 法人道府県民税 | 45,623億円 | 法 人 税 額 | 5.0% | 1.2% | 3.2% |
| | 小計 | 69,054億円 | | | 3.9% | 10.5% |
| 市町村 | 法人市町村民税 | 13,921億円 | 法 人 税 額 | | 2.9% | 7.9% |
| 合計 | | 196,945億円 | | | 34.6% | 100.0% |

3 税財政に関する国の動向



4 平成26年度に向けた重点要望事項（案）

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること
- ・国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと
- ・地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・道府県から指定都市に移譲されている事務・権限などについて所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること
- ・また、県費負担教職員給与などに係る事務・権限の移譲についても、必要な財源について税制上の措置を講ずる必要がある。

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
- ・地方が必要とする総額を確保し、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること

2 国直轄事業負担金の廃止

- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ・地方交付税総額については、これまで地方が取り組んできた地域経済基盤強化・雇用等対策にかかる歳出特別枠や別枠加算を維持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること
- ・地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと
- ・地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
- ・地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに予見可能性の確保に努めること

5 平成 26 年度青本（平成 25 年度作成分）の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、川崎市となります。

ア 青本の作成

| 時期 | 内容 |
|-----------|---|
| 8月2日 | 大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の青本の提案事項（案）等について) |
| 8月23日 | 財政担当局長会議において原案確定 |
| 9月末～10月上旬 | 大都市行財政制度特別委員会へ報告 (今年度の青本の提案事項（最終案）等について) |
| 9月末～10月上旬 | 各市において市長、議長決裁 |

イ 税財政関係特別委員会 委員長会議

| 時期 | 内容 |
|---------|---------------|
| 10月中～下旬 | 党派別要望行動の協議、決定 |

ウ 要望行動

| 時期 | 要望先 | 要望者 |
|---------|--------------|----------------|
| 10月中～下旬 | 内閣府・総務省・財務省 | 幹事市の市長・議長 |
| 11月上～下旬 | 衆議院・参議院総務委員会 | 幹事市の税財政関係特別委員長 |
| 11月上～下旬 | 政党（党派別要望） | 各市の税財政関係特別委員 |

(案)

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 26 年度)

指 定 都 市

目 次

| | |
|---------------|---|
| ・重点要望事項 | 1 |
| ・要望事項 | 3 |

・重点要望事項詳細説明

<税制関係>

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正 | 7 |
| 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 | 9 |
| 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 | 11 |

<財政関係>

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 国庫補助負担金の改革 | 13 |
| 2 国直轄事業負担金の廃止 | 15 |
| 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 | 17 |

・要望事項詳細説明

<税制関係>

| | |
|------------------------|----|
| 1 消費・流通課税の充実 | 21 |
| 2 所得課税の充実（個人住民税） | 22 |
| 3 所得課税の充実（法人住民税） | 23 |
| 4 固定資産税の安定的確保 | 24 |
| 5 定額課税の見直し | 25 |
| 6 税負担軽減措置等の整理合理化 | 26 |

<財政関係>

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 国庫補助負担金の超過負担の解消 | 27 |
| 2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施 | 28 |

・資料編

調整中

～指定都市の実態について～

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。

また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。加えて、東日本大震災の復興関連事業及び防災・減災事業に積極的に取り組む必要があります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

真の分権型社会を実現し、指定都市がその役割を十分果たしていくためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化する必要があります。さらに、今後大きくなる基礎自治体の役割を踏まえ、地方財政の自主的かつ安定的な運営のため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 25 年 月

指定都市市長会

| | |
|--------|-------|
| 札幌市長 | 上田文雄 |
| 仙台市長 | 奥山恵美子 |
| さいたま市長 | 清水勇人 |
| 千葉市長 | 熊谷俊人 |
| 川崎市長 | 阿部孝夫 |
| 横浜市長 | 林文子 |
| 相模原市長 | 加山俊夫 |
| 新潟市長 | 篠田昭 |
| 静岡市長 | 田辺信宏 |
| 浜松市長 | 鈴木康友 |
| 名古屋市長 | 河村たかし |
| 京都市长 | 門川大作 |
| 大阪市長 | 橋下徹 |
| 堺市長 | 竹山修 |
| 神戸市長 | 矢田立郎 |
| 岡山市長 | 高谷茂男 |
| 広島市長 | 松井一實 |
| 北九州市長 | 北橋健治 |
| 福岡市長 | 高島宗一郎 |
| 熊本市長 | 幸山政史 |

指定都市議長会

| | |
|-----------|--------|
| 札幌市議会議長 | 高橋克朋 |
| 仙台市議会議長 | 佐藤正昭 |
| さいたま市議会議長 | 萩原章弘 |
| 千葉市議会議長 | 宇留間又衛門 |
| 川崎市議会議長 | 浅野文祐 |
| 横浜市議会議長 | 佐藤田文毅 |
| 相模原市議会議長 | 須志田常佳 |
| 新潟市議会議長 | 志田彌隆 |
| 静岡市議会議長 | 井上恒秀 |
| 浜松市議会議長 | 太田和和 |
| 名古屋市議会議長 | 藤田和夫 |
| 京都市議会議長 | 橋村芳映 |
| 大阪市議会議長 | 美村延多 |
| 堺市議会議長 | 平澤加士 |
| 神戸市議会議長 | 大澤和弘 |
| 岡山市議会議長 | 大則宣明 |
| 広島市議会議長 | 岡原征彦 |
| 北九州市議会議長 | 三森鷹英 |
| 福岡市議会議長 | 森齊聰 |
| 熊本市議会議長 | 藤 |

重点要望事項（税制関係）

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保し、継続事業の着実な実施に配慮するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための削減は行わないこと。国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各自治体における地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分のは正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分のは正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

2 地方債の発行条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち政府資金について、発行条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて平成26年度から実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

さらに、老朽化する公共施設の長寿命化や廃止・複合化等に伴う解体について起債対象とするなどの拡充を図ること。

[重点要望事項詳細説明]

[重点要望事項詳細説明<税制関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差のは是正については、地方間の税収の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

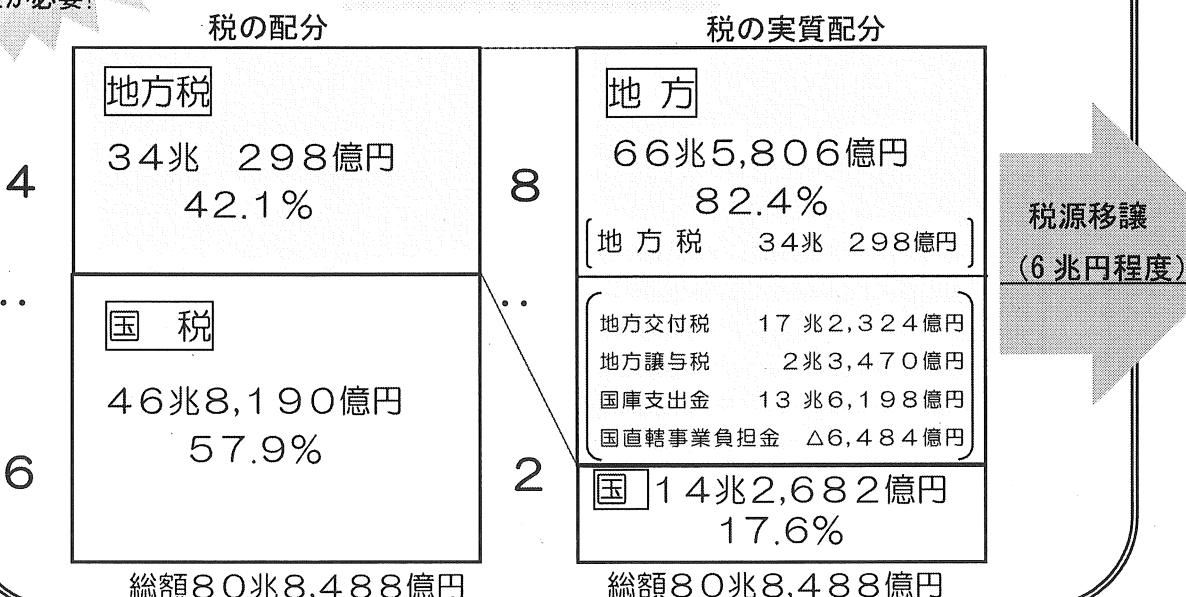
なお、地方法人特別税のように、地方税を一部国税化し、地方間の税収の水平調整を行うことは、真の分権型社会の実現の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差のは是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方における税の配分状況（平成25年度）

《現 状》

国6：地方4

税の配分の
抜本的な
是正が必要！



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

国税：地方税=5：5とするための税源移譲のパターン例
 <6兆円程度の税源移譲が必要な場合の移譲見込額の試算>

| | 例1 | 例2 | 例3 |
|--------------------------|--|---|--|
| 消費税から 地方消費税へ (現行分) | | 消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円 | |
| 所得税から 個人住民税 所得割へ | 個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円 | 個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円 | |
| 法人税から 法人住民税 法人税割へ | 法人住民税の配分割合 11.1% ⇒ 18.1% (移譲見込額)約1兆円 | | 法人住民税の配分割合 11.1% ⇒ 25.1% (移譲見込額)約2兆円 |
| 移譲見込 総額 | 6兆円程度 | 6兆円程度 | 6兆円程度 |

注 1 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税1%⇒2.5%)を基本に、一定の税率などを設定して移譲見込額を試算したものである。なお、消費税率及び地方消費税率の引上げにより、国・地方間の税の配分格差は拡大し、より多くの税源移譲が必要となる。

2 移譲見込額は平成25年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。

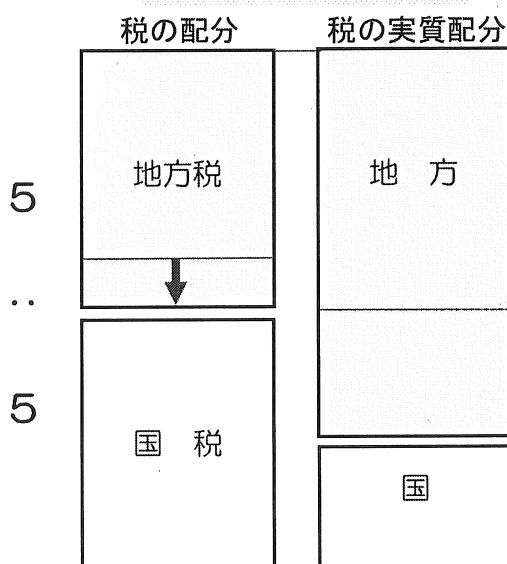
3 法人住民税の配分割合は、資本金が1億円を超える法人を対象に、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整し、復興特別法人税を加味した実効税率ベースの数値である。

複数の基幹税の
配分割合の
大幅な引上げなど

真の分権型社会の実現

《まずは》

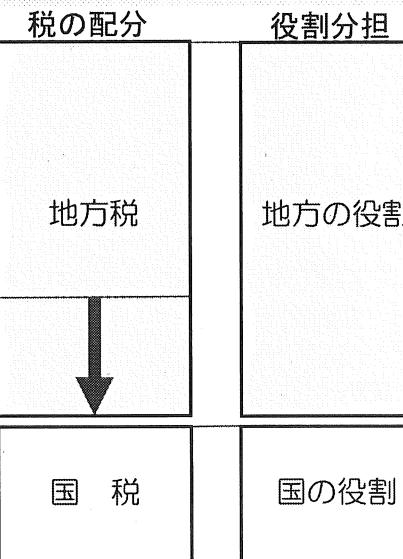
国5：地方5



さらなる
税源移譲

《さらに》

**国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」**



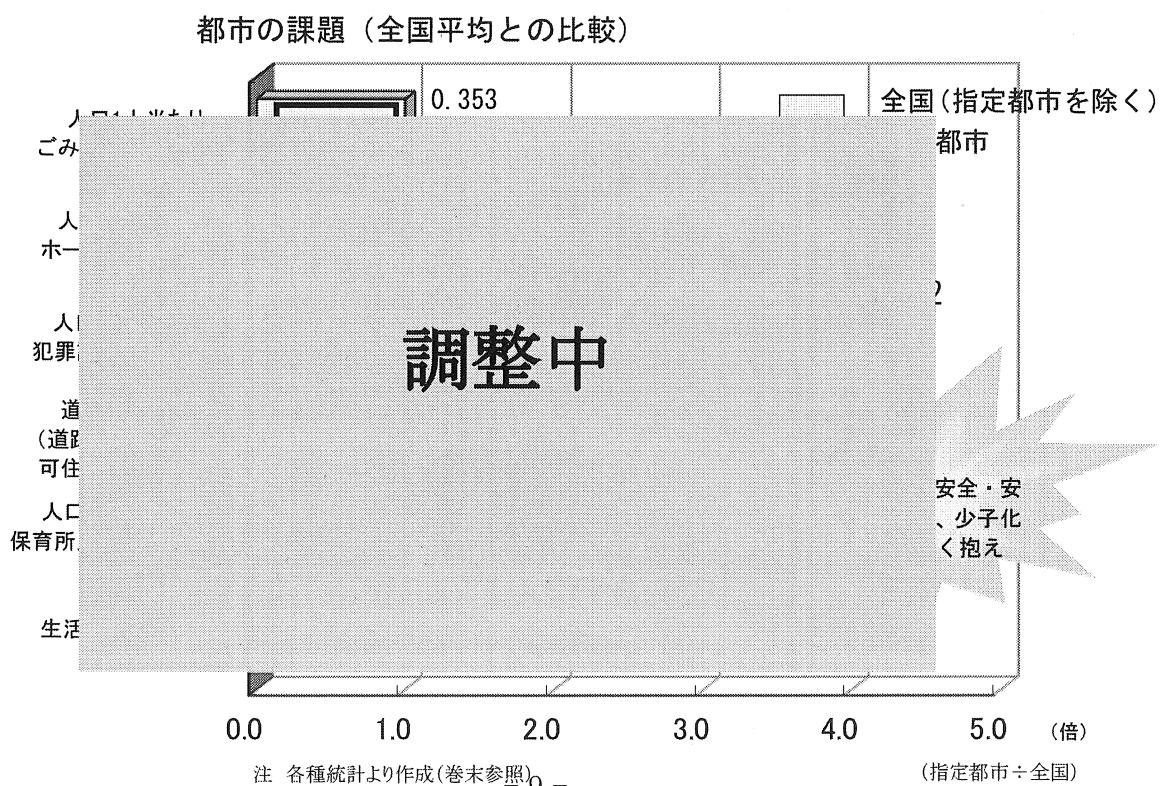
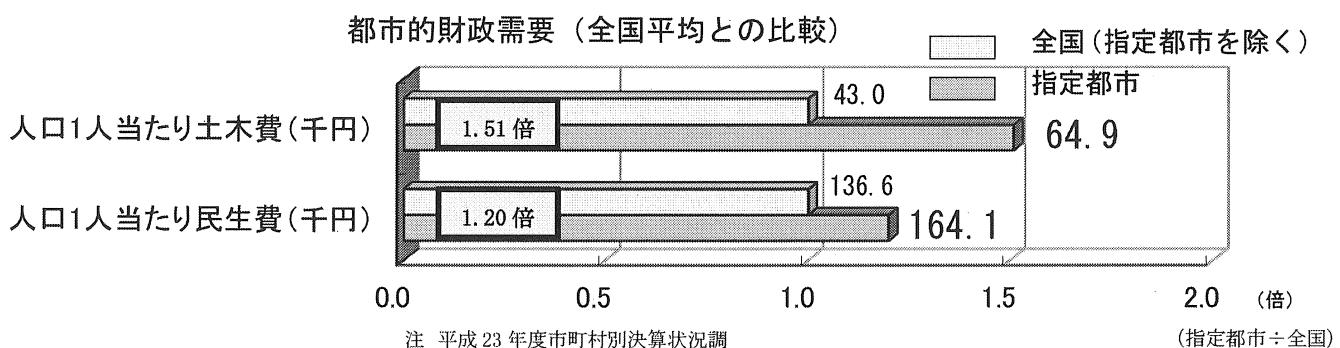
[重点要望事項詳細説明<税制関係>]

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充強化すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

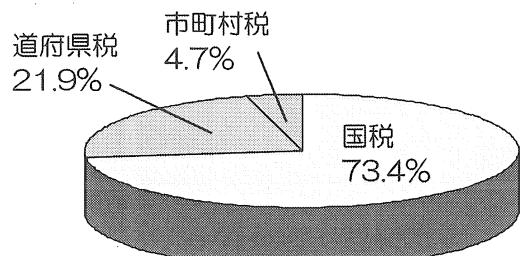
指定都市では、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの利益を享受していることを踏まえ、特に税率引上げ分以外の現行分の地方消費税と法人住民税の配分割合について拡充強化を図る必要がある。



消費・流通課税の配分割合

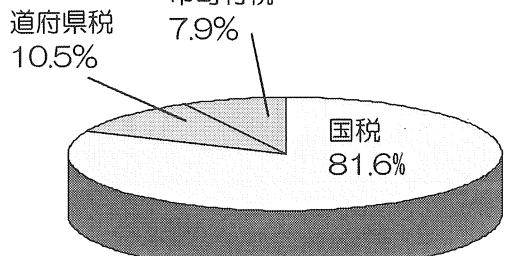
(平成 25 年度)



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の配分割合（実効税率）

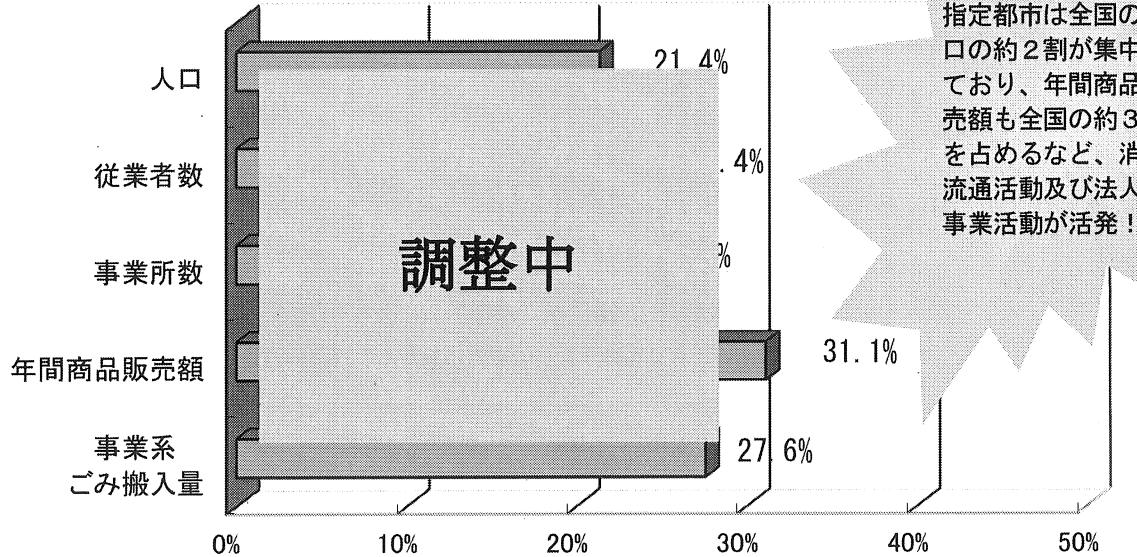
(平成 25 年 4 月 1 日時点)



注 1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
3 復興特別法人税を加味した数値である。

都市税源の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



注 各種統計より作成(巻末参照)

[重点要望事項詳細説明<税制関係>]

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、道府県から移譲された事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、道府県費負担教職員給与などに係る事務・権限をはじめ、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受 益 と 負 担 の 関 係 に ね じ れ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ★ その経費は「**道府県税として負担**」

大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|------------|----------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・介護保険 | ・障害者自立支援 |
| ・食品衛生 | ・精神保健及び精神障害者福祉 | | ・結核予防 |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- ・土木出張所
- ・衛生研究所
- ・定時制高校人件費
- ・国・道府県道の管理
- ・道府県費負担教職員の任免、研修 等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成25年度予算による概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左
税制上の措置

約3,700億円

- 地方自治法に基づくもの
児童福祉
民生委員
身体障害者福祉等
- 個別法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

約2,200億円

税制上の
措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市への
事務移譲・権限移譲に伴う所要額について
税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,700億円 など
(平成23年度決算により推計)